

令和 7 年 5 月 1 6 日招集

秩父市議会臨時会議案

目 次

議案第 3 7 号	専決処分について（秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）・・	1
議案第 3 8 号	専決処分について（秩父市税条例の一部を改正する条例）	4
議案第 3 9 号	専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例）	8
議案第 4 0 号	財産の取得について.....	1 1
議案第 4 1 号	秩父市副市長の選任について.....	1 2

議案第 37 号

専決処分について

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

専決処分書

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

秩 父 市 長 北 堀 篤

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成１７年秩父市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

専決処分について

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

専決処分書

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

秩 父 市 長 北 堀 篤

秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成１７年秩父市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０
キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１３９条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１４９条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１０条の２第１７項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 39 号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

秩 父 市 長 北 堀 篤

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成１７年秩父市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

附則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第７項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第８項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第９項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１７項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の秩父市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

種 類	トイレトレーラー
数 量	1 台
金 額	金 30,687,710 円
相 手 方	東京都中央区勝どき三丁目 12 番 1 号フォアフロントタワー J P ホームサプライ株式会社 代表取締役 松浦 健之

令和 7 年 5 月 16 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

トイレトレーラーを取得したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 61 号）第 3 条の規定により提出する。

議案第 4 1 号

秩父市副市長の選任について

秩父市副市長に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 (略)

氏 名 引間淳夫

生年月日 (略)

令和 7 年 5 月 1 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

議会の同意を得て選任したいため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により提出する。